ぼうさい掲示板

町の防災情報の取得方法

いざという時の災害に備えて、情報取集の方法をご紹介します。

○　町の避難情報などの防災情報は、次の方法で入手することができます。

●防災行政無線　●利根町公式ホームページ　●行政アプリ
●その他メディア　●情報メール一斉配信サービス　●エリアメール

（1）情報メール一斉配信サービス

町からの情報を、携帯電話、スマートフォンまたはパソコン等にメールでお届けします。
情報入手には、情報メール一斉配信サービスへの登録が必要になります。
○登録はこちら⇒利根町公式 HP －情報メール一斉配信サービス
URL：https://www.town.tone.ibaraki.jp/page/page000855.html

【下記コードもしくはメールアドレスに空メールすることで、登録の手続きができます。】

パソコンの方はコチラから↓

【メールアドレス】
mm_tone_regist@ictech.jp

携帯電話、スマートフォンの方は、右記を読み取ると自動で画面が表示されます。

（2）防災行政無線　テレフォンサービス

電話番号：0120 - 355 - 633（フリーダイヤル）

1　案内内容
放送の新しいものから順に、最大５件の放送をご案内します。（「夕方のチャイム」、「下校の見守り」は含まれません。また、放送から 24 時間経過したものは、自動的に消去されます。）
2　留意事項　以下の電話からは、フリーダイヤルをご利用できません。
●衛星電話
●「050」番で始まる一部の IP 電話（電話番号の頭に「0000」を付けてダイヤルするとフリーダイヤルをご利用できる場合があります。）

（3）利根町行政アプリ　おすすめ

情報収集の方法が多様化している中で、気象情報、河川情報や停電情報等、情報収集すべきものは多くあり、何の情報を得るべきなのか分からないということもあると思います。利根町行政アプリの防災情報では、町民の皆様が情報を得やすいように情報取得先を集約しており、災害に備えるため、ぜひご活用ください。

アプリのインストール方法は下記のページで紹介しています。
https://www.town.tone.ibaraki.jp/page/page004394.html

問い合わせ先　防災危機管理課　防災係　☎６８－２２１１（内線３２２）

「町長への手紙」

「町長への手紙」の使い方

・町長への手紙は、切手不要の便せん（封筒）になっています。
・用紙をキリトリ線で切り離し、「のりしろ」の部分にのりを付け、記入いただいたご意見が内側になるよう二つに折って貼り合わせてください。切手を貼らずに郵便ポストへ投函してください。
・この便せんは、令和６年３月31日まで使用できます。

▼回答できない事例

ご意見などの内容が、次に該当する場合は、回答できないことがあります。
●内容、趣旨が不明なもの
●特定の個人や団体をひぼう中傷するもの
●営利を目的としていることが明らかなもの
●公序良俗に反するもの
●架空名義や第三者へのなりすましと判明したもの
●町が担当する事務でないもの
●その他、町が不適当と認めたもの

▼公開基準

町民の皆さまとの「協働のまちづくり」の推進と開かれた町政の実現を目指すため、町長への手紙とそれに対する回答を公開しています。
公開の対象とするものは、町長への手紙のうち、町が文書で回答し、差出人より公開を承諾する旨の意思表示がされているものです。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。
●個人が特定されるもの
●すでに公開されているものと概ね同一の内容または類似しているもの
●その他、公開の目的に適さないと判断したもの

キリトリ

のりしろ

題　名

この線に沿って内側に折り畳んでください。

〒
ご住所　　性　別
年　齢

（ふりがな）
お　名　前　　電話番号
（日中連絡のとれる）

本意見の回答を　□ 希望する　□ 希望しない　※回答を希望する場合、ご住所、お名前、電話番号を必ずご記載ください。

町全体の課題として共有していくため、町公式ホームページなどで公開することを □ 承諾する □ 承諾しない
※チェックがない場合は、承諾しないものとして扱います。

のりしろ